

## 「相続受付専用ダイヤル」の設置について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、ご相続手続きにかかるお客さまの利便性向上を図るため、相続受付専用ダイヤルを設置いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

相続受付専用ダイヤルには、専門知識を有する担当者を配置し、電話によるご案内と郵送によるお手続きにより、ご相続手続きをスムーズに行います。

当行は、今後もお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう努めてまいります。

### 記

#### 1. 相続受付専用ダイヤル設置の目的

ご相続手続きは、戸籍謄本や印鑑証明書などの必要書類の準備ならびに書類の内容確認のため、営業店窓口へ複数回来店いただくこともあるなど、煩雑なお手続きとなる場合がございますが、今般設置する相続受付専用ダイヤルにて、お電話による手続きのご案内・郵送による必要書類の授受を行うことで、お客さまが営業店窓口に来店することなくご相続手続きを完結させることが可能となります。

#### 2. 内 容

(1) お客さまが営業店に来店することなく、電話および郵送のみでご相続手続きを完結いたします。

ただし、お亡くなりになられたお客さまのお取引がご預金のみの場合が対象となります。ご預金以外の相続（融資取引、投資信託、公共債取引、貸金庫等）またはご相続手続きの方法によってはお受付できない場合があります。その際は、口座開設店でのお手続きが必要となります。

(2) 相続受付専用ダイヤル（フリーダイヤル）

0120-33-0577

※ お電話が繋がりにくい場合があります。その際は、口座開設店へご連絡いただき、営業店窓口でのお手続きとなります。

(3) 受付時間

平日 9:00～15:00（銀行休業日は除く）

#### 3. 開始日

2023年2月1日（水）

以 上



もっと、ずっと、地域と共に。